

# ふくしま

# 5・6

2022 Vol.581

ジュピアランド  
郡山市。ひらた  
いわき市。

## 職場内で回覧し皆さんでご覧ください

【(一財)福島県社会保険協会ホームページ】<http://www.f-shimakyoukai.or.jp/>

福島県社会保険協会

検索



## 福島 of 絶景

### ジュピアランドひらたの芝桜(平田村)

ジュピアランドひらたには、約2.3haの敷地に約25万株の芝桜が植栽されており、駐車場から少し歩くと『ひらた』の花文字(白色)が出迎えてくれます。色の違いを楽しめるように、様々な色の芝桜が植えられています。小高い丘陵の緩やかな斜面を彩るピンクや紫色の絨毯を敷き詰めたような花畑が広がる様子はまさに圧巻。歩くと、花のいい香りが漂ってきます。丘陵を上ると展望デッキがあり、全景を見下ろすことができます。



## CONTENTS

- ◆算定基礎届の提出時期になりました…………… 2
- ◆報酬が大幅に変更になったときは…………… 3
- ◆特定保健指導は健診を受けたその日のうちに! …… 4
- ◆限度額適用認定証とは…………… 5
- ◆令和4年度事業計画並びに収支予算 …… 6~7
- ◆委員随想(新城 達也)…………… 8
- ◆支部だより…………… 8
  - 〈相馬支部/第24回親善パークゴルフ大会〉
  - 〈会津若松支部/ゴルフコンペ〉
  - 〈会津若松支部/ボウリング大会〉
- ◆年金事務所Q&A(在職老齢年金について)…………… 9
- ◆協会けんぽQ&A(傷病手当金の支給について) …… 9
- ◆季節の健康情報 第65回 …… 10
- ◆ふくしまの魅力再発見! No.52…………… 10
- ◆年金相談(6・7月の日程) …… 10

# 算定基礎届の提出時期になりました

毎年7月は、算定基礎届の提出月です。

**提出期間** 7月1日(金)～7月11日(月)

**提出方法** 仙台広域事務センターへ郵送、電子申請

- 算定基礎届の用紙等は、事前に送付いたします。  
※社会保険労務士へ事務を委託し、かつ用紙の送付先として同意書を提出した事業所様の分については、直接社会保険労務士へ送付します。
- 日本年金機構のホームページに「算定基礎届」の記入方法等に関する説明動画等を掲載する予定となっておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。
- 令和3年度から「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」が廃止され、提出が不要になりました。
- 令和4年4月から食事で支払われる現物給与の価格が変更になりました。



## 定時決定とは？

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬(賃金等)と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月・5月・6月に支払われた報酬を事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき毎年1回標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。  
「定時決定」により定められた標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年8月までの各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。

## 算定基礎届の対象となる方は？

算定基礎届の届出対象となる方は、7月1日現在の被保険者全員です。(報酬が変わらない方も全員対象です)  
ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は、資格取得時の標準報酬月額が翌年の8月まで有効であるため対象から除かれます。

## 標準報酬月額の決定方法

### 4月・5月・6月の報酬

算定基礎届に記入する報酬は、4月・5月・6月の各月に支払われた報酬月額です。

たとえば、3月1日から3月31日までの給料を4月に支払うなど、給料の支払いが翌月になる場合は、その事業所の給料は3月分であったとしても、翌4月に受けた報酬として取扱います。

### 支払基礎日数17日以上

支払基礎日数とは、給料計算の対象となる日数をいいます。

日給制の場合は、出勤(稼働)日数が支払基礎日数となります。月給制の場合は、出勤日数に関係なく、給料計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。対象となる4月・5月・6月の3か月は、17日以上の日数を算定の対象とし、17日未満の月があれば、その月は、報酬月額算定の対象から除外して平均額を算出します。

### 短時間就労者(パートタイマー等)の標準報酬月額の決定

短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員等の名称を問わず、一般の従業員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます。

**4月・5月・6月の3か月のいずれの月も支払基礎日数が17日以上ある場合**

3か月の報酬総額の平均を報酬月額として決定します。

**4月・5月・6月の3か月のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合**

3か月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均額を報酬月額として決定します。



### 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の標準報酬月額の決定

特定適用事業所に勤務する短時間労働者については、4月・5月・6月のいずれも支払基礎日数が**11日以上**の月の平均額をだして決定します。\*短時間労働者とは、一般の従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 雇用期間が1年以上見込まれること
3. 賃金月額が8.8万円以上であること
4. 学生でないこと
5. 常時501人以上の事業所(特定適用事業所)または国、地方公共団体に勤めていること

平成29年4月からは、500人以下の企業においても、労使の合意に基づき任意で短時間労働者の適用拡大が可能となりました。

# 報酬が大幅に変更になったときは・・・

## 随時改定とは？

被保険者の方の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動により大幅に変わったときは、次回の定時決定を待たずに、標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といい、**事業主の方から「月額変更届」の提出が必要となります。**

また、随時改定は定時決定に優先し、7月・8月・9月に随時改定に該当する場合は、その標準報酬月額が翌年8月まで適用されます。

## 月額変更届の届出が必要になる場合は？

次の①～③すべてに該当するときは、随時改定に該当するため月額変更届の提出が必要となります。

- ①昇給・降給などで「**固定的賃金**(※1)」に変動があること
- ②固定的賃金変動月以後3ヶ月間に支払われた報酬(残業手当などの**非固定的賃金**(※2)も含む)の平均額に対応する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差があること。
- ③固定的賃金変動月以後3ヶ月間に支払われた報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上あること。(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上)

※1 「固定的賃金」の例 月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率等

※2 「非固定的賃金」の例 残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等

## 月額変更届の提出方法は？

固定的賃金変動月以後**3ヶ月間の報酬が支払われ**、随時改定に該当する場合は速やかに月額変更届を提出してください。**添付書類は原則不要です。**

## 随時改定による標準報酬月額の改定期間は？

固定的賃金変動月から4ヶ月目に標準報酬月額が改定されます。

例1 給与が末日締め当月末日払いの事業所において、4月から昇給があった場合

標準報酬月額	24万円	24万円	24万円	24万円	28万円
給与	24万円	28万円	28万円	28万円	28万円
	3月	4月	5月	6月	7月
		↑ 昇給月			↑ 改定月

例2 給与が末日締め翌月払いの事業所において、4月から昇給があった場合

標準報酬月額	24万円	24万円	24万円	24万円	28万円
給与	24万円	28万円	28万円	28万円	28万円
	4月	5月	6月	7月	8月
	↑ 昇給月	↑ 昇給後の給与を受けた月			↑ 改定月

## 社会保険の手続きは電子申請が便利です。

令和2年4月から特定の法人(※)について、電子申請の義務化が始まり、社会保険の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくことになりました。**義務化された主な手続きは、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届です。**

オンラインにより手続きを行うことは、いつでもどこでも申請でき、郵送費の節約も期待できます。電子申請が義務化となっていない事業所についても、今年度は、是非、電子申請をご利用ください。

※資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人、特定目的会社



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取り扱いについて

令和4年1月から令和4年6月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方について、一定の条件に該当する場合は、**健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の特例改定の届出が可能です。**

この特例措置は、令和3年8月から令和3年12月までの間にすでに特例改定の届出を行った方は、再度の申請はできません。

**受付期間は、令和4年1月から3月までを急減月とする届出は、令和4年5月31日(火)まで、令和4年4月から6月までを急減月とする届出は、令和4年8月31日(水)までとなります。**

より詳しくお知りになりたい方は、日本年金機構のホームページをご覧ください。



# 特定保健指導は、 健診を受けたその日のうちに！

## 特定保健指導とは？

健診結果から、脳卒中や心筋梗塞などの生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対し、保健師や管理栄養士が健康づくりのサポートを行います。

健診当日の保健指導は、こんなにメリットがあります！



後日の  
日程調整  
不要！

健診後の  
健康意識が  
高いうちに  
アプローチ！

費用  
(約3万円)  
は無料！



20分ほどお時間をいただきます。  
対象となる方には、健診機関スタッフからお声かけいたしますので、  
健診日の帰社時間にご配慮願います。

快適な職場づくりは、  
従業員のみなさまの健康づくりから！

健康事業所宣言、県の優良事業所認定には、  
特定保健指導の受入れが必要です。



全国健康保険協会 福島支部 保健グループ TEL.024-523-3919  
協会けんぽ



## 限度額適用認定証とは

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうな時は、事前申請により**限度額適用認定証**の交付を受け、医療機関窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いで済みます。

早めの手続きがおすすめです！



そうなんです！  
どのように手続きすればよいですか？

## 手続きは簡単3ステップ！ (協会けんぽ加入の場合)



協会けんぽホームページより「**限度額適用認定申請書**」を印刷し記入してください。

※被保険者の課税状況に応じ、申請書は2種類あります。詳細はホームページをご覧ください。

ご加入の協会けんぽ都道府県支部へ郵送してください。

申請書に記入いただいた送付先に**限度額適用認定証**をお届けします。医療機関に保険証と一緒にご提示ください。

**ご注意ください！**

**申請書の記入誤りが増えています。**

申請書に不備があると**限度額適用認定証**発行までに**通常よりお時間をいただくこと**になります。お気を付けてください。



### 健康保険 限度額適用認定 申請書

被保険者記入用

限

記入方法等については、「健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き」をご確認ください。

申請書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

被保険者証 被保険者証の (左づめ)	記号	番号	生年月日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 <input type="checkbox"/> 令			
氏名・印	(フリガナ) <b>被保険者様(お勤めの方)の氏名を記入</b> <small>自署の場合は押印を省略できます。</small>					印
住所	(〒 - )	都道府県				
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )					
療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	<b>限度額適用認定証が必要な方の氏名・生年月日を記入</b> 氏名					生年月日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
療養予定期間 (申請期間)	令和 年 月 ~ 令和 年 月	申請月の初日から最長で1年間となります。				

問い合わせ：業務グループ TEL.024-523-3917

# 令和4年度事業計画並びに収支予算

令和4年度事業計画並びに収支予算につきましては、令和4年3月18日に開催された第159回理事会及び第146回評議員会において決定されました。

令和4年度事業の実施にあたっては、当協会の基本方針に基づき、コロナ時代の「新たな日常」の確立等を意識して取り組むこととしております。

## 令和4年度 事業計画

### ① 基本方針

当協会の事業については、定款第3条において「社会保険制度にかかる事業の円滑な運営に寄与すること」を目的としていることから、日本年金機構県内年金事務所及び全国健康保険協会福島支部、福島県社会保険委員会連合会と連携協力して、定款第4条に定める社会保険制度の普及・宣伝並びに会員事業所に勤務する被保険者等の福利増進にかかる事業を積極的に取り組みます。

なお、具体的には、公益事業である「講習会」「広報」「社会保険制度の普及」を重点事業として行うとともに、その他の事業についても、これまでの取り組みを総括し、利用者や参加者が増加するよう各事業の充実と推進に努めます。

また、全社連や各都道府県協会と連携し、社会保険協会組織の強化と会員へのサービス向上を常に意識して、次の事業に取り組むこととします。

### ② 会議の開催

- ① 理事会 → 年3回 (5月、12月、3月)
- ② 評議員会 → 年2回 (5月、3月)
- ③ 各支部理事会・評議員会 → 各支部の計画に基づき開催
- ④ 「社会保険ふくしま」編集委員会 → 年1回 (6月)
- ⑤ 四者協議 → 年4回  
(福島県社会保険協会、日本年金機構、協会けんぽ福島支部、社会保険委員会連合会)
- ⑥ 支部事務局長会議 → 年1回 (6月)
- ⑦ 支部ヒアリング → 年1回 (1月)



### ③ 具体的事業

#### ① 事務講習会事業

- 算定基礎届等事務講習会 → 今年度もコロナ禍のため中止
- 社会保険事務講習会 → 10～11月に県内11会場で開催
- 年金セミナー → 9月に年金請求間近の方を対象として、郡山管内4会場で開催
- 年金受給者説明会 → 12月に年金受給者協会が開催(共催事業)

#### ② 広報事業

- 「社会保険ふくしま」の発行 → 奇数月に定期発行(年間6号)
- 「事業のご案内」の発行 → 年度初めに全ての会員事業所へ送付
- ホームページによる広報 → 最新の情報を速やかに提供できるように内容の充実
- 当協会事業の計画・実施結果及び収支予算・決算の報告 → 「社会保険ふくしま」を活用し報告
  1. 令和4年度事業計画並びに収支予算は、5・6月号に掲載
  2. 令和3年度事業実施結果並びに収支決算は、7・8月号に掲載



#### ③ 社会保険制度の普及事業

- 「社会保険実務の手引き」の作成・配付 → 5月に全会員へ送付
- 「月間社会保険」誌の配付 → 配付を希望する社会保険委員設置事業所様へ毎月送付
- 「優良事業主」の表彰 → 当協会事業に永年貢献いただいている事業主様を表彰(感謝状と記念品を贈呈)
- 「年金委員・健康保険委員・事業主表彰伝達式」の開催 → 日本年金機構県内年金事務所、全国健康保険協会福島支部、福島県社会保険委員会連合会と共催で11月に開催
- 「福島県年金ポスターコンクール」の協賛 → 日本年金機構県内年金事務所で開催するコンクールに協賛し、協会長賞を授与するとともに記念品・参加賞を贈呈



#### ④ 福利厚生事業

- 無料入浴券の配付 → 配付希望のあった事業所様に配付
- 施設利用会員証の交付 → 全国社会保険協会連合会が契約している全国のホテル等を優待料金で利用できる施設利用優待事業を実施
- レンタカー割引 → 協会会員事業所様限定で、全国社会保険協会連合会が契約しているタイムズカーレンタルを25%引きで実施  
(当協会ホームページからインターネットによる予約限定)



#### ⑤ 健康づくり事業

- 事業所における健康管理・健康増進事業を支援するため次の事業を実施
- リフレッシュ体操・ヨガ等の実技指導講師の無料派遣  
※ ストレッチヨガはインターネット開催をスタート
- 健康講話や個別健康相談を実施する保健師の無料派遣
- 握力計・肺活量等の体力測定器具の無料貸出し
- 健康教材(28タイトルのDVD)の無料貸出し



#### ⑥ 各支部事業

- 各支部において、社会保険制度の周知と会員事業所に勤務する方の健康増進、会員間の交流を促進するため次の事業を実施
- 研修会・セミナー等の開催
  - ハイキング、ボウリング大会、ゴルフ大会、ソフトボール大会、パークゴルフ大会

#### ⑦ その他の事業

- 外部委員等の推薦
  - ① 東北地方社会保険医療協議会(東北厚生局)
  - ② 健康長寿ふくしま会議(福島県)
  - ③ 福島県地域年金事業運営調整会議(日本年金機構)
- 関係団体との連携・協力の強化
- 会員拡大の取り組み強化

## 令和4年度 収支予算

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
1. 正味財産増減の部			
(1) 経常増減の部			
① 経常収益	65,456,000	64,807,000	649,000
(うち会費収入)	63,042,000	62,406,000	636,000
② 経常費用	65,439,000	64,310,000	1,129,000
㊦ 事業費	42,356,000	41,553,000	803,000
㊧ 管理費	23,083,000	22,757,000	326,000
経常費用計	65,439,000	64,310,000	1,129,000
当期経常増減額	17,000	497,000	-480,000
(2) 経常外増減の部			
① 経常外収益	0	0	0
② 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	17,000	497,000	-480,000
一般正味財産期首残高	75,631,000	69,495,000	6,136,000
一般正味財産期末残高	75,648,000	69,992,000	5,656,000
2. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
3. 正味財産期末残高	75,648,000	69,992,000	5,656,000

令和3年度事業実施結果並びに収支決算につきましては、5月に開催予定の第160回理事会並びに第147回定時評議員会で審議される予定であることから、「社会保険ふくしま」7・8月号に掲載しご報告申し上げる予定です。

## 福島県を誇らしく想えた瞬間



トヨタカローラ福島株式会社  
新城 達也

昨年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年遅れて開催され、日本人選手は勿論のこと、世界各地の代表が活躍したことは記憶に新しい。

前回1964年の夏季オリンピック開催当時のことは、その後メディアで知る限りであり、幼い私の記憶に残っているのは、当時両親が大事にしていた記念硬貨が泥棒に持ち去られた事だけである。

2013年に東京招致決定。その後、復興支援・復興の証として「福島県開催」の競技は、私の好きな野球とソフトボールの開幕試合開催となり、それは大変喜んだものだった。

地元だけでなく東京等の各開催地へ向ういて応援をしようと思案しつつ、何か協力できないか模索していたところ、地元で活動する福島県都市ボランティアの公募があり、これだと思い、

年輪のごとく出た腹周りも気にせず早速応募、運よくボランティアの一員になることが出来た。

まずは体づくり!と意気込み、庭先でバットを振ったり、ウォーキングを始めたり、同時に食事やアルコールの摂取カロリーを気にする生活も始まった。

ところが、開会を間近に控えた頃、無観客での開催が決まり、且つ地元郡山市での活動は皆無となってしまった。

僅かに筋肉質となった体は、悲しんでいるようにも思えた。しかし、そんな中でさえ大変嬉しく思えたこともあった。この福島県都市ボランティアの数回の集合研修等で、学生から社会人まで、特に若い方が大勢参加され、初対面にもかかわらず、「一緒に盛り上げましょう」「福島県絶好のアピールの機会」等と積極的に前向きな方が多く、みなさんの強い郷土愛は必ずや後世に引きついでいただけること、間違いなしと強く思いを抱けたことである。

この都市ボランティア活動は、今でも様々な県のイベント等で継続されているようだ。福島に生まれ育ちよかったと誇らしく想えた瞬間であった。



### 皆様の参加をお待ちしています

社会保険協会 支部だより

#### 相馬支部

### 第24回親善パークゴルフ大会

日程	令和4年6月11日(土) 午前9時集合
場所	相馬光陽パークゴルフ場
参加資格	管内会員事業所の被保険者及びご家族
参加費	一人1,000円 (ゲーム代、昼食代を含む) ※当日受付時に納付いただきます
申込締切	令和4年5月31日(火)
定員	先着30名 (1事業所3名まで それ以上は要相談)

※但し、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない場合は、参加者へ通知し中止いたします。

#### 会津若松支部 ゴルフコンペ

日程	令和4年7月5日(火) 午前9時17分 アウトコースより スタート(集合は30分前まで)
場所	会津磐梯カントリークラブ 会津若松市河東町八田 TEL 0242-94-2011
参加費	一人3,000円 (当日会場でいただきます) ※但し、プレー費及び食事代は各自負担をお願いします。
参加資格	(一財)福島県社会保険協会会員と社会保険委員会委員 会員以外で参加希望の方があれば、この機会に入会をお勧めします。
表彰式	プレー後にゴルフ場レストランで行います。(全員に賞品あり)
申込締切	令和4年6月23日(木)
定員	先着20名

#### 会津若松支部 ボウリング大会

日程	令和4年7月21日(木) 午後7時~
場所	喜多方市スターボール 喜多方市豊川町米室字アカト5246-1 TEL 0241-22-5656
参加資格	会津若松年金事務所管内の社協協会・委員会加入事業所の被保険者
競技方法	個人戦・2ゲームトータルピンとする 女性には1ゲーム15ピンのハンデを付ける
参加費	一人1,000円 (ゲーム代、靴代を含む) ※大会当日いただきます。
申込締切	令和4年6月30日(木)
定員	40名(1事業所8名まで)
その他	各賞及び参加賞を準備いたします。

### 支部事業の共通参加申込書

ホームページにもございます

FAX.024-525-9312

相馬支部 パークゴルフ大会(6月11日)  会津若松支部 ゴルフコンペ(7月5日)  会津若松支部 ボウリング大会(7月21日)

事業所名称		保険証番号	氏名	性別	加入の区分	年齢
事業者整理番号		(代表者)		男・女	被保険者・家族	歳
事業所所在地				男・女	被保険者・家族	歳
電話番号	FAX番号			男・女	被保険者・家族	歳
代表者氏名	代表者電話番号			男・女	被保険者・家族	歳

お問い合わせ・お申込み先 ■ (一財)福島県社会保険協会 ■ 〒960-8041 福島市大町5-2 千代田生命福島ビル4F TEL.024-525-9311 FAX.024-525-9312

## 在職老齢年金について



**Q** 働きながら受取る年金から停止される金額の計算方法が変わったと聞きました。具体的にどのように変わったのでしょうか？

**A** 70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の基本月額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金といいます。

令和4年4月から60～64歳の在職老齢年金について支給停止される基準が28万から47万へ見直しされ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に緩和されました。

## 【在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式】

- 年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円以下の場合

$$\left[ \text{年金の基本月額} + \text{総報酬月額相当額} \right] \leq 47\text{万円} \rightarrow \text{全額支給}$$

- 年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超える場合

$$\left[ \text{年金の基本月額} + \text{総報酬月額相当額} \right] > 47\text{万円} \rightarrow \text{年金の基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \div 2$$

年金の基本月額 …… 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

総報酬月額相当額 …… (その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

ご不明な点については、日本年金機構のホームページにてご確認ください。

※年金のご相談、ご予約は「ねんきんダイヤル」へ TEL.0570-05-1165

## 傷病手当金の支給について



**Q** 新型コロナウイルスに感染したため会社を休む場合、傷病手当金の対象になりますか？

**A** 新型コロナウイルスに感染している場合は、他の疾患に罹患している場合と同様に、療養のため労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間について、傷病手当金の対象になります。

自覚症状がないものの、検査の結果「陽性」と判断された場合や、「陰性」であっても自覚症状がある場合は、傷病手当金の支給対象となります。

〈お問い合わせ先〉 協会けんぽ福島支部 業務グループ ☎024-523-3917

梅雨時期は特に注意!  
水虫対策



予防と対策

- 足の裏や指と指の間などをきちんと洗う。
- 同じ靴を続けて履かず、こまめに靴干しする。
- 通気性のよい靴や靴下を履く。
- かゆみなどが治まっても最低1カ月は治療を続ける。
- むやみに民間療法に頼らない。症状を悪化させる場合も。

じめじめした季節が近づくと気になるのが「水虫」。水虫の原因菌である「白癬菌」は、高温多湿の環境を非常に好む菌です。そのため、梅雨時期から夏場にかけての高温多湿な時期に最も繁殖しやすいのですが、最近ではブーツやタイツを履く生活が習慣化され、冬場でも水虫になる女性も増えています。白癬菌は足だけでなく、頭・手・爪など体のほかの場所でも繁殖して皮膚症状を起こすため、注意が必要です。

《家族への感染を防止する》

- スリッパなどの共用をやめる
- お風呂場のマットはこまめに洗濯し、乾燥させて使用する
- 掃除機をかけて、白癬菌の混ざったほこりやごみを取り除く



《効果的な薬の塗り方》

水虫の薬は患部の外側から広めに円を描くように塗りましょう。

※入浴後など皮膚が柔らかくなって  
いるうちに塗るのが効果的!

協会けんぽ福島支部

ふくしま  
大好き!

ふくしま魅力再発見!

No.52

- 三島由紀夫の祖父は第17代福島県知事の平岡定太郎
- TV「西部警察」の福島ロケで悪役の数が  
足らず、地元テレビ局の社員が急遽演じた



- 方言クイズ  
「おだつ」の意味は?  
A. 怒ってる B. ふざけてる  
C. 立ち上がる



- 福島検定クイズ 1  
福島県を代表する桃「あかつき」の命名の由来は?  
A. 赤い月のような姿  
B. 赤ちゃんのように赤い  
C. 福島市の「暁参り」



- 福島検定クイズ 2  
福島市の通り「パセオ470」のパセオはスペイン語で●●●の意。  
A. 散策道 B. にぎわい C. 元気な

答え

V [フクシマ検定クイズ] C [フクシマ検定クイズ]  
(おだつ) B (あかつき) B [フクシマ検定クイズ]

6・7月のねんきん相談



出張相談・休日相談・延長相談のご案内

相談	出張相談	休日相談	延長相談
場所	南相馬市役所	喜多方市役所 ホール棟1階 市民ロビー	県内 各年金事務所 県内 各年金事務所
実施日	6月 8日⊕ 6月22日⊕ 7月13日⊕ 7月27日⊕	6月 9日⊕	毎月 第2土曜日 週初めの 開所日
受付時間	10:00~12:00 (予約制)	10:00~16:00 (予約制)	9:30~16:00 (予約制) 8:30~19:00 (予約制)
予約受付先	相馬 年金事務所 0244-36-5172	会津若松 年金事務所 0242-27-5321	「予約受付専用電話」 0570-05-4890

※南相馬市での出張相談は、午前中のみです。  
喜多方市役所での出張相談は、2ヶ月に1回開催します。

【予約の申込方法】

1. 予約相談日の1か月前から前日まで受付しています。
2. 申込の際は、「基礎年金番号」を伺いますので、年金手帳、基礎年金番号通知書や年金証書をご準備ください。

【年金相談に必要なもの】

1. 年金証書、振込通知書、年金手帳、基礎年金番号通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを2つ以上、ご持参ください。
2. 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の身分証明書(運転免許証等)が必要になります。

